考 査 項	目	細別	対象	評価対象項目
1.施工体制		I.施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載られている。
				□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
				□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
				□ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。
				□ ⑤工事規模に応じた人数、機械配置がなされ施工している。
				□ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
				□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
				□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
				□ ⑨「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示 事項に対する改善が速やかに実施されている。
				□ ⑩その他
				理由:
				(減点)該当すればf評価とする。
				□ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
				(減点)該当すればg評価とする。
				□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
				評価
a:	施工	体制が特に優れて e:施工体制	いる。 が適り	b:施工体制が優れている。 c:施工体制が特に良好である。d:施工体制が良好である。 刃である。f:施工体制がやや不適切である。g:施工体制が不適切である。
該当	項目	が90%以上・・・・	а	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			••••b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			••••с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d			•••• d	
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e				
該当	当項目	目が50%未満∙∙∙∙	• f	
		評価=		項

考 査 項 目	細別	対象	評価対象項目	
1.施工体制	Ⅱ.配置技術者		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。	
	(現場代理人等)		□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。	
			□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。	
			④工事請負契約書第19条第1項第1号から第5号(以下、「契約書第19条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。	
			□ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。	
			□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。	
			□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。	
			□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。	
			□ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。	
			□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。	
			□ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。	
			□ ①「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指 事項に対する改善が速やかに実施されている。	
			□ ③その他	
			理由:	
			(減点)該当すればf評価とする。	
			□ 配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	
			(減点)該当すればg評価とする。	
			□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
			評価	
			置技術者として優れている。 c:配置技術者として特に良好である。d:配置技術者として良好である。 ある。 f:配置技術者としてやや不適切である。 g:配置技術者として不適切である。	
該当項目	目が90%以上・・・・・	а	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100	
該当項目がの	60%以上70%未満	•••• d		
該当項目が	50%以上60%未満	•••• е		
該当項目	目が50%未満・・・・・	• f		
	評価=		項	

考 査 項 目	細別	対象	評価対象項目		
2. 施工状況	I.施工管理		□ ①契約書第19条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。		
			□ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。		
			□ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。		
			□ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。		
			□ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。		
			□ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。		
			□ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。		
			□ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。		
			□ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。		
			□ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。		
			①使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。		
			□ ⑫社内検査が計画的に行われている。		
			□ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。		
			□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		
			□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。		
			⑯「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。		
			□ ⑪その他		
			理由:		
			(減点)該当すればf評価とする。		
			□ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。		
			(減点)該当すればg評価とする。		
			□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
			評価		
a:施工 ⁴			3:施工管理が優れている。 c:施工管理が特に良好である。d:施工管理が良好である。 である。f:施工管理がやや不適切である。 g:施工管理が不適切である。		
該当項目	■が90%以上・・・・・	а	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が	80%以上90%未満	••••	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が	70%以上80%未満	••••с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100		
該当項目がの	該当項目が60%以上70%未満・・・・ d				
該当項目が	50%以上60%未満・	••• е			
該当項目	目が50%未満・・・・・	f			
	評価=		項		

考查項目別運用表(公共建築工事)

1. 契約番号 主任監督員用

考 査 項 目	細別	対象	評価対象項目			
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。			
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。			
			□ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を 及ぼす工程の遅れがない。			
			□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。			
			□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。			
			□ ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。			
			□ ⑦休日・代休の確保を行っている。			
			□ ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。			
			□ ⑨「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。			
			① ① その他			
			理由:			
			(減点)該当すれば行評価とする。			
			□ 工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。			
			(減点)該当すればg評価とする。			
			□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。			
評価						
a∶工程			b:工程管理が優れている。 c:工程管理が特に良好である。d:工程管理が良好である。 Dである。f:工程管理がやや不適切である。g:工程管理が不適切である。			
該当項目	が90%以上・・・・・	а	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。			
該当項目が	80%以上90%未満	••••b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が	該当項目が70%以上80%未満・・・・c		③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100			
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d						
該当項目が5	i0%以上60%未満·	••• е				
該当項目	目が50%未満・・・・・	f				
	評価=		項			

考 査 項 目	細別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		□ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。
			│ │ □ ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。
			③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			□ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			□ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
			□ ②重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
			□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
			□ ③過積載防止に十分に取り組んでいる。
			□ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示 事項に対する改善が速やかに実施されている。
			□ ⑤その他
			理由:
			(減点)該当すればe評価とする。
			口 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。
			(減点)該当すればf評価とする。
			口 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればg評価とする。
			口 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			評価
a:安刍			b:安全対策が優れている。c:安全対策が特に良好である。d:安全対策が良好である。 である。 f:安全対策がやや不適切である。 g:安全対策が不適切である。
該当項目	目が90%以上・・・・・	а	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すっき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が	70%以上80%未満	••••с	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目がの	60%以上70%未満·	· • • d	
該当項目が	50%以上60%未満·	•••• е	
該当項目	目が50%未満・・・・・	f	
	評価=		項

考査項目	細別	対象	評価対象項目			
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係		□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。			
			□ ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。			
			□ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。			
			④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。			
			⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。			
			口 ⑥現場のイメ―ジアップに、取り組んでいる。			
			⑦「施エプロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示 事項に対する改善が速やかに実施されている。			
			□ ⑧その他			
			理由:			
			(減点)該当すれば「評価とする。			
			□ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。			
			(減点)該当すればg評価とする。			
			口 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
a∶求			b:対外関係が優れている。c:対外関係が特に良好である。d:対外関係が良好である。]である。f:対外関係がやや不適切である。 g:対外関係が不適切である			
該当項目が90%以上・・・・・ a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。			
該当項目	が80%以上90%未満	••••ь	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。			
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100			
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d						
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e						
該当項	頁目が50%未満・・・・	·f				
	評価=	:	項			

考査項目·細別	細別	重み 倍率	評価対象項目
5.創意工夫	■準備		□ 測量・位置出しにおける工夫
	・後片づけ関係		□ 現地調査方法の工夫
			□ その他
			理由:
			詳細評価内容:
	■施工関係		□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫
			工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な 取組み
			□ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫
			□ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫
			□ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫
			口 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫
			□ 照明・視界確保等の工夫
			口 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫
			□ 運搬車両・施工機械等の工夫
			ロ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫
			□ 施工管理及び品質向上等の工夫
			ロ プレハブエ法等の採用による工期短縮等の工夫
			□ 仮設施工等の工夫
			口 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫
			□ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫
			ロ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫
			口その他
			理由:
			詳細評価内容:
	■品質関係		ロ 集計ソフト等の活用と工夫
			□ 躯体工事の品質管理の工夫
			□ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫
			□ 施工の検査・試験に関する工夫
			□ 品質記録方法の工夫
			口その他
			理由:
			詳細評価内容:

5.創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)
		□ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫
		□ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、
		□ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫
		□ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫
		□ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫
		口 作業時における作業環境改善等の工夫
		ロ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫
		口その他
		理由:
		詳細評価内容:
		□ 出来形の管理等に関する工夫
		□ 施工計画書または写真記録等に関する工夫
		□ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫
		ロ CAD、施工管理ソフト等の活用
		ロ CALSを活用した施工管理の工夫
		口その他
		理由:
		詳細評価内容:
	■その他	□ <新技術活用>※新技術に関する下記3項目での加点は最大3点とする。
		ロ ETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(1.5点)
		活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査 結果の総合評価点が120点以上の場合。(1.5点)
		NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、『有用とされる技術』を活用するか、『有用とされる □ 技術』以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(3点)
		口その他
		理由:
		□ その他
(最大5点)		理由:
		詳細評価内容:

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目0.7点とするが、項目により1.5、3点で評価し、計を四捨五入し最大5点の加点評価とする。 ※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。 なお、総括技術評価官が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

- ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考查項目別運用表(公共建築工事)

1. 契約番号 総括監督員用

考査項目·細別		法令遵守等の該当項目一覧表
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	0	該当無し
	〇 -20 点	1.指名停止3ヶ月以上
	〇 -15 点	2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	〇 -13 点	3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	〇 -10 点	4.指名停止2週間以上1ヶ月未満
	〇 -8点	5.文書注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく文書注意をいう。)
	〇 -5点	6.口頭注意(「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に基づく口頭注意をい う。)
	○ -3 点	7.工事関係者事故又は公衆災害等が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、「栃木県建設工事請負業者指名停止基準の運用について」に基づく口頭注意以上の処分が行われなかった場合やその他の法令等を遵守しなかった場合。(事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものや第三者の行為によるものである場合を除く。)
	l □ -5点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等 (-1点~-8点)
		本評価項目(8. 法令違守等)で評価する場合は、施工にあたって工事関係者が、下記の項目に該当し上表の措置があった場合に適用する。なお、「工事の施工にあたり」とは、の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定し、「工事関係者」とは当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために①「栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」別表第1及び第2の措置基準に該当する場合。②「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に該当する場合。③総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合に適用する。④監督員や検査員から文書(工事打ち合わせ簿等)等による改善指示等(通知・指示)を行った場合
	点数合計	

考査項目	目 細別 対象			評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理			①契約書第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
				②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
				③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
				④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
				⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
				⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
				⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
				⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
				⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
				⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
				⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
				⑫その他
				理由:
			(減点))該当すれば「評価とする。
	主任監督員の			施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
	評定		(減点))該当すればg評価とする。
			t	施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。
				評価
a : 邡	拖工管理が特に優 e∶施コ	れてし C管理	ハる。b が適切	:施工管理が優れている。 c:施工管理が特に良好である。d:施工管理が良好である。 である。f:施工管理がやや不適切である。g:施工管理が不適切である。
該当項	目が90%以上・・・	∵ a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が	80%以上90%未	満⋯	•b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・c				③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d				
該当項目が	該当項目が50%以上60%未満・・・・ e			
該当項	該当項目が50%未満····· f			
	評価=		項	

1. 契約番号 検査員用

考查項目	細別	対象	評価対象項目		
3. 出来形及び 出来ばえ	I.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。		
			□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。		
			③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。		
			□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。		
			□ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。		
			□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。		
			□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。		
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。		
			⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。		
			□ ⑬その他		
			理由:		
			(減点)該当すればf評価とする。		
			出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。		
			(減点)該当すればg評価とする。		
			出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。		
а:			vる。 b:出来形が優れている。 c:出来形が特に良好である。 c:出来形が良好である。 適切である。 f:出来形がやや不適切である。 g:出来形が不適切である。		
該当項目	が90%以上・・・	·· a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。		
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			·b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			·c ③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100		
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d			• d		
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e			• е		
該当項目	目が50%未満・・・	••• f			
	評価=		項		

^{※1.} 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対 比することにより評価を行う。

1. 契約番号 検査員用

2. 工事名

考查項目	細別	対象	評価対象項目	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質		材料・製品の品質が、製作図等により確認でき	、設計図書を満足していることが確認できる。
	建築工事		施工の各段階における完了時の試験及び記録	の方法が、適切であることが確認できる。
	工事比率		材料の品質確認記録の内容が、適切であること	こが確認できる。
			品質の確認結果が、分りやすく整理されている	ことが確認できる。
		•	施工の品質が適切であり、設計図書を満足して	いることが確認できる。
			建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認 足していることが確認できる。	方法が適切であり、記録の内容が設計図書を
			躯体工事における施工の品質が、施工記録等 。	こより確認でき、良好であることが確認でき
			。)内外仕上げ工事における施工の品質が、施工 きる。	記録等により確認でき、良好であることが確認
			。)その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)におけ 、良好であることが確認できる。	る施工の品質が、施工記録等により確認で
			不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録	はにより確認できる。
			中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の	品質が、継続して確認できる。
			その他	
			理由:	
			該当すればf評価とする。	
			工管理に関して、監督職員から文書による改善	指示を行った。
			該当すればg評価とする。	
			工管理に関して、監督職員からの文書による改	善指示に従わなかった。
			評価	
			b:品質が優れている。 c:品質が特に良好である。 f:品質がやや不適切である。 g:品質が	
該当項目	が90%以上・・・	·· a)「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評 項目でない場合は空白のままとする。	価すべき項目の場合にチェックし、評価すべ
該当項目が	該当項目が80%以上90%未満・・・・b)削除項目のある場合は削除後の評価項目数	を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・c)評価値(%)=(評価数/対象評価項目	牧)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d				
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e				
該当項目	目が50%未満・・・	· · · f		
	評価=			

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

1. 契約番号 検査員用

2. 工事名

考查項目	細別	対象		評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質			①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	電気設備工事			②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	受変電設備工事			③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率			④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
				⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
				⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
				⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
				⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
				⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
				⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
				⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
				⑩その他
				理由:
			(減点	(i)該当すればf評価とする。
				工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			(減点	記)該当すればg評価とする。
				工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
				評価
	a:配置技術者として特に優れている。b:配置技術者として優れている。 c:配置技術者として特に良好である。d:配置技術者として良好 ある。e:配置技術者として適切である。 f:配置技術者としてやや不適切である。 g:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・・b		•b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			•c	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d			• d	
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e			• e	
該当項目が50%未満・・・・・ f				
	評価=		項	

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

1. 契約番号 検査員用

			_		
考查項目	細別	対象		評価対象項目	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品質			①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。	
	暖冷房衛生設備工事			②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。	
	機械設備工事			③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。	
	工事比率			④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。	
				⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。	
				⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。	
				⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。	
				⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。	
				⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。	
				⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。	
				⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。	
				②その他	
				理由:	
			(減点	気)該当すればf評価とする。	
				品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	
			(減点	気)該当すればg評価とする。	
				品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査職員が 行った。	
	a:品質が特に優れている。 b:品質が優れている。 c:品質が特に良好である。 d:品質が良好である。 e:品質が適切である。f:品質がやや不適切である。 g:品質が不適切である。				
該当項目が90%以上・・・・・a				① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満・・・・b		•b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。		
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			•c	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d			• d		
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e			• е		
該当項目が50%未満・・・・・ f					
	評価=		項		

- ※1.機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※2.目的物の品質の水準を評価すること。
- ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
- ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工 種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来げきの評価計 一	
山木はんの計画計 一	

考查項目	細別	対象	評価対象項目	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ			がりが良い。
建築工事			②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良	い仕上がりである。
	工事比率		③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。	
			④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。	
			⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好で	ある。
			⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良め	- である。
			⑦保全に配慮した施工がなされている。	
			⑧その他	
			理由:	
)該当すれば「評価とする。	
			出来ばえが劣っている。	
			評価	
a:全体的な完.			è体的な完成度が優れている。c:全体的な完成度が特に良好 対けな完成度が適切である。 f:全体的な完成度が劣ってし	
該当項目が90%以上・・・・・ a		·· a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項 き項目でない場合は空白のままとする。	の場合にチェックし、評価すべ
該当項目が80%以上90%未満・・・・b		満⋯	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として	比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・c		満⋯	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d		満•••	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもe	評価とする。
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e		満•••		
該当項目が50%未満・・・・・ f		· · · f		
	評価=			

- ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考查項目	細別	対象		評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ			①きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事			②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	受変電設備工事			③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率			④環境負荷低減への対策が優れている。
				⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
				⑥その他
				理由:
			(減点	記)該当すればf評価とする。
				出来ばえが劣っている。
				評価
				全体的な完成度が優れている。c:全体的な完成度が特に良好である。d:全体的な完成度が良 と体的な完成度が適切である。 f:全体的な完成度が劣っている。
該当項目が90%以上・・・・ a				① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			•b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			•c	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d			• d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもe評価とする。
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e			• е	
該当項目が50%未満・・・・・ f				
	評価=		項	

- ※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
- ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

2. 工事名

考查項目	細別	対象		評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ			①きめ細やかな施工がなされている。
	暖冷房衛生設備工事			②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	機械設備工事			③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率			④環境負荷低減への対策が優れている。
				⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
				⑥その他
				理由:
			(減点	(i)該当すればf評価とする。
				出来ばえが劣っている。
•				評価
				全体的な完成度が優れている。c:全体的な完成度が特に良好である。d:全体的な完成度が良 と体的な完成度が適切である。 f:全体的な完成度が劣っている。
該当項目が90%以上・・・・ a				① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・b			•b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・c			•c	③ 評価値(%)=(評価数/対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ d			• d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもe評価とする。
該当項目が50%以上60%未満・・・・ e		• e		
該当項目が50%未満・・・・ f				
	評価=		項	

- ※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
- ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計 =	
------------	--

検査員用

契約番号
 工事名

考査項目 (細別)		評価対象項目
4. 工事特性 (施工条件等 への対応)	■建物規模への対応 点	 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 延べ面積10,000㎡以上の建物 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 大空間のホール等を有する建物 その他(理由: 詳細評価内容:
	■建物固有の機能の	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 対象建物の耐震レベル □ 建物機能の特殊性 □ その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準において I 類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	■建物固有の施工技	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 □ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 □ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □ その他(理由:) [評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・免農装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・規模な山留め工法が必要な工事 ・放用の又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:
		※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響 □ その他(理由: [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受
	点 ■厳しい周辺環境、社 点	詳細評価内容: ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 地中埋設物等の作業障害 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 その他(理由: [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事詳細評価内容:
(最大0点) 評 点 計=0 点	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば、最大2点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 □ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 □ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 □ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ ト・が狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ その他(理由:

※1. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事特性の評価 点 (評点計 0点=0点、1~3点=1点、4~6点=2点、7~9点=3点、10~12点=4点)

考查項目別運用表(公共建築工事)

1. 契約番号 検査員用

考查項目	細別	評価対象項目		
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。		
		□ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。		
		□ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。		
		□ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。		
		□ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。		
		□ ⑥その他		
		理由:		
	詳細評価内容:			
	a:地域へ <i>0</i>	a:地域への貢献が優れている。 b:地域への貢献が良好である。 c:地域への貢献がやや良好である。 e:他の評価に該当しない。(地域への貢献等は該当なし。)		
		評価		
	評価=	※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、e評価を行う。		

- ※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。